

平成29年度 事業報告書

平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人なんみんフォーラム

1 事業の成果

平成29年の難民認定申請者数は、前年度に比べ8,782人増加して19,629人を記録し、前年度に引き続き、過去最多を更新した。一方、難民として認定された者の数は20人と前年より8人減少し、人道的配慮により在留を認められたものについても45人と前年より42人減少したため、庇護数は合計65人と前年度の125人のおよそ半数にとどまった。加えて、平成27年に第5次出入国管理基本計画や「難民認定制度の運用の見直しの概要について」が発表されて以降、平成28年秋より運用の厳格化が水面下で進んできたが、平成30年1月に法務省から正式に運用の変更が発表された。振り分け制度が導入された他、複数回申請者など、在留・就労制限の対象となり生活困窮に陥る難民申請者が増えることなどが懸念されている。一方で、外務省が所管する困窮する難民申請者のための保護費については、予算は減少傾向にある。また、平成22年4月1日の通達により対象者が絞られており、原則として1回目難民認定申請の不認定処分等について裁判所において取り消し訴訟（第一審）を行っていない複数回申請者は対象外となっている。しかしながら、平成22年から平成28年の間に難民認定された者のうち約15%が、人道配慮による在留特別許可を受けた人のうち約30%が、複数回の難民認定申請を行っていたことがわかっている。加えて、保護費支給世帯においても、基準額の設定や収入認定などの影響を受け、自立から遠のき、貧困から抜け出せない状況が見受けられ、それは庇護を受けたあとの定住生活にも影響を与えている。

第三国定住事業では、マレーシア国内に一時滞在していたミャンマー難民8家族29名が来日し、東京都内の定住支援施設における約半年間の定住支援プログラムを経て、広島県呉市と神奈川県藤沢市に受け入れられた。また、前年度に政府より発表された、国際協力機構（JICA）の技術協力制度や文部科学省の国費外国人留学制度枠を活用したシリア人留学生5カ年150人の受け入れについては、家族の同伴も認められることとなり、実際の受け入れが開始されている。

国際的には、平成28年に採択された、移民と難民に関する「ニューヨーク宣言」に基づき、国連難民高等弁務官事務所（以下、UNHCR）のリードの元に、「難民に関するグローバル・コンパクト（以下、GCR）」の平成30年以内の採択に向け、2月に各国政府との公式協議が開始されている。今後、GCRがどのような内容で確定されるのか、採択後に各国の取り組みにどこまで影響するものとなるのかが注目されている。

FRJは、こうした国内外の状況を鑑みながら、平成29年度も活動を行った。既存の活動の継続に加え、管理運営体制の強化に取り組みながら、支援団体向けのセミナーの実施や、全国難民支援報告書の作成、脆弱な難民申請者の支援など、新たな活動にも取り組んだ。その役割は、会員団体が行う難民への支援事業をサポートし、また、会員の意見を集約して政府との対話、対外的な発信などを行い、その一環として、独自の事業を実施することにある。主な活動は以下の通りである。

(1) 「収容の代替措置」プロジェクトとアドボカシーの実施

FRJは、法務省および日本弁護士連合会（以下、日弁連）と、空港港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。平成29年度は、プロジェクト対象者の継続支援に加え、新たに2世帯9名の庇護希望者が対象となった。プロジェクトの実施状況については法務省及び日本弁護士連合会との三者協議会に報告された。

(2) 脆弱な難民申請者への支援

平成28年3月に、法務省によって「親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際の立会いの試行」が開始されたことを受け、相談窓口として相談を受け付けるとともに、助成金を獲得し、脆弱性をもつ難民申請者へのNGOや代理人による個別支援のバックアップ体制を整えた。

(3) 三者協議会の実施

平成24年の法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づき、難民問題に関する三者協議会を引き続き開催し、協議を行った。平成29年度中に開催された三者協議会は3回であった。

(4) 難民申請者のための緊急シェルターの運営

住居を必要とする難民申請者のための緊急シェルターの運営を行った。2カ国9名に対し、延べおよそ12ヶ月間の住居の提供を行った。

(5) 保護費に関する意見交換

前年度に引き続き、難民申請者への支援に関して外務省および難民事業本部（RHQ）と意見交換を行ったほか、外務省を招いて、生活保護制度に関する勉強会を行い、制度設計や実務違いなどについて意見交換を行った。6月には、保護費支給対象枠や収入認定する対象に関して、外務大臣へ保護費に関する提案書を提出した。

(6) 難民支援者全国会議の実施

10月に、難民と教育をテーマに、難民支援者全国会議を開催した。難民支援に関わるNGO、宗教ベースの支援団体、教育機関の関係者、研究者、実務家、学生などの29団体42名、及びなんみんフォーラム事務局スタッフ3名の合計45名が全国から参加し、全国的なネットワークの深化と難民支援の強化につながった。

(7) 全国難民支援活動報告書の作成

難民保護に関する国内外の動向や全国の支援活動についてとりまとめた全国難民支援報告書を作成し、ハードコピーについては支援関係者等へ配布したほか、より広く情報発信できるようウェブサイトにも公表した。

(8) 支援者セミナーの開催

東京で2回、大阪で1回ずつ、支援団体向けのセミナーを行った。東京では、第1回支援者セミナーでは難民不認定処分の不服申し立て手続きに新しく適用されるようになった審査請求制度を、第2回支援者セミナーでは、外国人医療について、それぞれ専門家・実務家を講師に招いた。大阪のセミナーでは、平成27年9月以降の難民認定手続きの運用について、関西・関東それぞれの状況について共有をはかった。計3回のセミナーには、難民支援団体スタッフやボランティア、メディア関係者など、合わせて61名が参加した。

(9) 一般に向けたイベント等の開催

前年度に引き続き、世界難民の日にあたり、6月に入退場自由のイベント「なんみんフォーラムオープンデー2017」を開催し、FRJと会員団体が難民の現状や支援現場の様子を伝えた。難民当事者を含むおよそ73名が来場し、難民支援の輪を広げ、市民一人一人が様々な形で難民支援に携わる基盤づくりに取り組んだ。

(10) 「難民申請者のための無料歯科検診」における実施体制強化

鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科検診」へ引き続き全面的に協力し、9月には鶴見大学で関係者会合を開催した。また、受診者が最寄り駅から病院に通うためのガイドを作成し、関係団体に配布した。

(11) 国際社会との連携

6月に、FRJ会員団体がスイス・ジュネーブで開催されたUNHCR主催の国際会合NGOコンサルテーションおよび第三国定住に関するUNCR・政府・NGOによる三者協議会に参加した。FRJは、ATCRへのNGO日本代表の選出については調整役を担ったほか、代表者帰国後は参加報告会を開催し、国際的な動向や日本への他国からの評価などについて、他の難民支援関係者への情報共有をはかった。10月には、アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）の東アジアワーキンググループのコンサルテーションへFRJ事務局が参加し、日本の取り組みについて発表を行い、引き続き海外との連携・協力体制を強化した。

(12) 運営体制の強化

新たに特定非営利活動法人アフリカ日本協議会と、特定非営利活動法人WELgeeがFRJに加盟し、会員団体は全国18団体に増えた。財務面では、いくつかの助成金を獲得して基盤が拡充した。大口寄付がなかったことで、寄付総額は前年度より減少したが、新たに継続寄付制度として「FRJサポーター」制度を設けた。来年度にかけて、単発寄付と継続寄付の両方で支援者を増やしていく予定である。組織運営については、三者協議について、これまで理事や事務局のみが参加していたが、新たにFRJ内部に「三者協議委員会」を設置し、委員会への所属を三者協議出席者の条件とした。これにより、役員の就任・退任に左右されず、専門性を持った人材が継続して三者協議の場に参加できるようになり、本委員会で本協議での議題の取り扱いやFRJとしての意見のとりまとめに取り組むことができるようになった。

(13) その他

1 1月に、難民保護と人道支援に従事する団体が参加するネットワーク「日本UNHCR・NGO評議会（J-FUN）」へ加盟し、国外で活動するNGOとの協働にも取り組みを開始した。また、1月には、ラッシュ・ジャパン新宿駅前店でのチャリティ企画を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	① NGOに対する情報提供等の支援事業(定期的に開催される理事会、運営委員会、全国難民支援者交流会議、その他の会議体、およびメーリングリストを通じて、難民の状況、政府や他団体との対話等に関する情報の共有を行った。運営委員会は全4回、理事会は全6回開催した。また、10月と難民支援者全国会議を開催した。また、11月、2月に東京で、12月に大阪で支援団体向けのセミナーを行った。)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	全国	FRJ 会員 18団体	在日難民および難民申請者	1280 千円
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	① FRJ会員団体を通じて実施される直接支援(各団体は、難民および難民申請者からの生活相談、法律相談に対応し、教育支援、住居提供、収容所訪問などのサービス提供を行った。必要に応じて会員団体間で連携・協力し、サービスの適正化、迅速化を図った。) ② 収容代替措置プロジェクト(法務省・日弁連との覚書きに基づく収容代替措置プロジェクトでは、空港に到着した難民申請者の収容を回避するため、法務省から連絡のあったケースへ収容代替措置の提供を実施した。)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	全国	FRJ 会員 18団体	在日難民および難民申請者	1910 千円

	<p>③ 難民申請者のための緊急シェルターの運営(住居支援を必要とする難民申請者へ緊急シェルターを提供した)</p> <p>④ 脆弱性のある難民申請者の支援(平成28年3月に、法務省によって「親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際の立会いの試行」が開始されたことを受け、相談窓口として相談を受け付けるとともに、対象となりうるケースに関して可能な範囲で加盟団体と情報共有を行った)</p> <p>⑤ 無料歯科治療事業(鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科検診」へ引き続き全面的に協力し、9月には鶴見大学で関係者会合を開催した。また、受診者のための共通の案内書を作成した。)</p>					
<p>「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)</p>	<p>① 法務省および日本弁護士連合会との三者協議会、外務省との意見交換会(法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づく三者協議会を開催した。また、難民申請者の生活支援について、外務省と意見交換会や勉強会などを行った。)</p> <p>② 外務大臣への保護費に関する提案書の提出(6月に、外務大臣に対し、保護費に関する提案書を提出した。)</p> <p>③ 関係団体とのネットワーク強化(6月には、スイス・ジュネーブで開催された難</p>	<p>平成29年4月1日～平成30年3月31日</p>	<p>国内外</p>	<p>FRJ 会員 18団体</p>	<p>在日難民および難民申請者</p>	<p>896千円</p>

	<p>民の第三国定住に関する三者協議（ATCR）へのNGO代表の選出について調整を行った。10月には、アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）の東アジアワーキンググループのコンサルテーションへFRJ事務局が参加し、海外との連携・協力体制を引き続き強化した。また、11月には、難民保護と人道支援に従事する団体が参加するネットワーク「日本UNHCR・NGO評議会（J-FUN）」へ加盟し、国外で活動するNGOとの協働にも取り組みを開始した。</p>					
<p>「難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」（定款5条(5)に掲げる活動）</p>	<p>① イベントの開催（世界難民の日にあたり、6月に入退場自由のイベントを開催し、難民の現状や支援活動の様子を伝えた。また、1月にはラッシュ・ジャパン新宿駅前店でのチャリティ企画を行なった。）</p> <p>② ニュースレターの発行とオンラインでの情報発信（年に2回ニュースレターを発行し、ウェブサイトおよびFacebookページでの情報発信を行った。）</p>	<p>平成29年4月1日～平成30年3月31日</p>	<p>国内外</p>	<p>FRJ 会員 18団体</p>	<p>難民および難民申請者</p>	<p>773千円</p>

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	事業費の金額 (千円)